



# 宮 崎 県 公 報

平成26年3月26日（水曜日）号外 第10号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 条 例

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 3	
○宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例……………（市町村課） 4	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 4	
○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………（国保・援護課） 4	
○宮崎県介護保険審査会条例の一部を改正する条例……………（長寿介護課） 5	
○宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 5	
○宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（長寿介護課） 5	
○宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例…（ “ ） 5	
○宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例……………（障害福祉課） 6	
○宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例……………（環境管理課） 7	
○宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例……………（漁村振興課） 7	
○国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例……………（用地対策課） 10	
○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………（道路保全課） 11	
○河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（河川課） 13	
○海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 15	

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第13号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（条例第14号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の制定に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第16号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

国が定める財政安定化基金拠出率の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県介護保険審査会条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
介護保険法の一部改正に伴い、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する事件を取り扱う合議体を構成する者の定数を定めるため、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第18号）
- 1 改正の理由及び主な内容  
地域密着型介護老人福祉施設等の基盤整備の促進等を図るため、宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第19号）
- 1 改正の理由及び主な内容  
施設開設準備経費助成特別対策事業の実施により介護保険法に基づく制度の円滑な運営を図るため、宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）
- 1 改正の理由及び主な内容  
介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援等の事業に係る運営等の基準を定めるため、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）
- 1 改正の理由及び主な内容  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例（条例第22号）
- 1 改正の理由及び主な内容  
公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第23号）
- 1 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げに伴い、使用料等について所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例（条例第24号）
- 1 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げに伴い、使用料等について所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）
- 1 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◎ 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◎ 海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第13号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (自動車税の税率の特例)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第7項で定めるもの（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>附 則 (自動車税の税率の特例)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第7項で定めるもの（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

宮崎県固定資産評価審議会条例（昭和37年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 401条の2第6項の規定により、宮崎県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 401条の2第5項の規定により、宮崎県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>第3条～第7条 [略]</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>18の13</td> <td>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第4条第4項の規定による申請の受理に関すること。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町 村	[略]			18の13	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第4条第4項の規定による申請の受理に関すること。	[略]	[略]			<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>18の13</td> <td>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第 102号）附則第8条第2項の規定による申請の受理に関する事務</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町 村	[略]			18の13	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第 102号）附則第8条第2項の規定による申請の受理に関する事務	[略]	[略]		
事	務	市 町 村																							
[略]																									
18の13	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第4条第4項の規定による申請の受理に関すること。	[略]																							
[略]																									
事	務	市 町 村																							
[略]																									
18の13	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第 102号）附則第8条第2項の規定による申請の受理に関する事務	[略]																							
[略]																									

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第16号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第 2 条 政令第19条第 1 項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、1 万分の 8とする。

2～4 [略]

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第 2 条 政令第19条第 1 項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、10 万分の 44とする。

2～4 [略]

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県介護保険審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第17号

## 宮崎県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

宮崎県介護保険審査会条例（平成11年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公益代表委員の定数)	(公益代表委員等の定数)
第 2 条 [略]	第 2 条 [略]
	<u>2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数は、3 人とする。</u>

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第18号

## 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<u>2 この条例は、平成27年 3 月31日限り、その効力を失う。</u>	<u>2 この条例は、平成28年 3 月31日限り、その効力を失う。</u>

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第19号

## 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<u>2 この条例は、平成27年 3 月31日限り、その効力を失う。</u>	<u>2 この条例は、平成28年 3 月31日限り、その効力を失う。</u>

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第20号

## 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第5条～第10条 [略] (規則への委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営、<u>指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業の人員及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（指定居宅介護支援等の事業の基本方針）</u></p> <p>第5条 <u>指定居宅介護支援等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援等の事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定居宅介護支援等の事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</u> <u>（指定居宅介護支援事業者の指定の基準）</u></p> <p>第6条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>第7条～第12条 [略] (規則への委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営、<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害福祉サービスの事業等の基本方針)</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、<u>共同生活介護</u>、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(指定障害福祉サービスの事業等の基本方針)</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

宮崎県公害健康被害認定審査会条例（昭和49年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）<u>第45条第4項</u>の規定に基づき、宮崎県公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営、その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）<u>第45条第3項</u>の規定に基づき、宮崎県公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営、その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(委員の定数)</u></p> <p><u>第2条 審査会は、委員15人以内で組織する。</u></p> <p>第3条～第7条 [略]</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第23号

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>別表第1（第13条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>外航船舶</th> <th>外航船舶以外の船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係留指定施設以外の棧橋、</td> <td>船舶係留24時間ごとに総トン数1ト</td> <td>[略]</td> <td><u>1円19銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種別	単位	金額		外航船舶	外航船舶以外の船舶	[略]				係留指定施設以外の棧橋、	船舶係留24時間ごとに総トン数1ト	[略]	<u>1円19銭</u>	<p>別表第1（第13条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>外航船舶</th> <th>外航船舶以外の船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係留指定施設以外の棧橋、</td> <td>船舶係留24時間ごとに総トン数1ト</td> <td>[略]</td> <td><u>1円22銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種別	単位	金額		外航船舶	外航船舶以外の船舶	[略]				係留指定施設以外の棧橋、	船舶係留24時間ごとに総トン数1ト	[略]	<u>1円22銭</u>
施設の種別			単位	金額																									
	外航船舶	外航船舶以外の船舶																											
[略]																													
係留指定施設以外の棧橋、	船舶係留24時間ごとに総トン数1ト	[略]	<u>1円19銭</u>																										
施設の種別	単位	金額																											
		外航船舶	外航船舶以外の船舶																										
[略]																													
係留指定施設以外の棧橋、	船舶係留24時間ごとに総トン数1ト	[略]	<u>1円22銭</u>																										

岸壁、物揚場 及び船揚場	ンにつき		
	積卸貨物通過 1 トンにつき	[略]	59円40銭以 内で規則で 定める額
	旅客通過 12歳以上1人につき	[略]	2円37銭
	6歳以上12歳未 満1人につき	[略]	1円19銭
廃油処理施設	廃油 1 トンにつき	[略]	855円

[略]

2 漁港施設占用料

区分	単位	金額		摘要
		占有期間 が1月以 上の場合	占有期間 が1月未 満の場合	
電柱	1本1年につ き	[略]	735円	[略]
電話柱		[略]	735円	
街灯		[略]	210円	
その他の柱類		[略]	545円	
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個1年につ き	[略]	640円	
郵便差出箱		[略]	260円	
広告塔	表示面積1平 方メートル1 年につき	[略]	1,100円	
看板	一時的 に占有 するも の	[略]	110円	
	その他 のもの		1,070円	
送電塔	占有面積1平 方メートル1 年につき	[略]	545円	
線管 類	外径40 センチ メート ル未満	[略]	110円	
	外径40 センチ メート ル以上	[略]	290円	
その 他の 工作 物	係留施 設を占 用する 場合		185円	
	漁港施 設用地 を占有 する場 合	[略]	56円43銭 以内で規 則で定め る額	

岸壁、物揚場 及び船揚場	ンにつき		
	積卸貨物通過 1 トンにつき	[略]	61円10銭以 内で規則で 定める額
	旅客通過 12歳以上1人につき	[略]	2円44銭
	6歳以上12歳未 満1人につき	[略]	1円22銭
廃油処理施設	廃油 1 トンにつき	[略]	880円

[略]

2 漁港施設占用料

区分	単位	金額		摘要
		占有期間 が1月以 上の場合	占有期間 が1月未 満の場合	
電柱	1本1年につ き	[略]	755円	[略]
電話柱		[略]	755円	
街灯		[略]	215円	
その他の柱類		[略]	560円	
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1個1年につ き	[略]	660円	
郵便差出箱		[略]	270円	
広告塔	表示面積1平 方メートル1 年につき	[略]	1,135円	
看板	一時的 に占有 するも の	[略]	115円	
	その他 のもの		1,100円	
送電塔	占有面積1平 方メートル1 年につき	[略]	560円	
線管 類	外径40 センチ メート ル未満	[略]	115円	
	外径40 センチ メート ル以上	[略]	300円	
その 他の 工作 物	係留施 設を占 用する 場合		190円	
	漁港施 設用地 を占有 する場 合	[略]	58円4銭 以内で規 則で定め る額	

合				
その他	係留施設を占有する場合	4日以上の一 時占有 初日から占 用面積1平 方メートル 1日につき		8円91銭
	その他の施設を占有する場合	占有面積1平 方メートル1 月につき	45円14銭以内で規則 で定める額	

[略]

別表第2 (第14条関係)

## 1 土砂採取料

区分	単位	金額	摘要
砂	1立方メー トル	130円	
土砂		108円	
砂利		155円	
栗石		155円	
転石	直径60センチメートル未満	1個	65円 [略]
	直径60センチメートル以上		108円

[略]

## 2 水域等占用料

区分	単位	金額		摘要
		占有期間 が1月以 上の場合	占有期間 が1月未 満の場合	
仮設建築物	1平方メー トル1月につき	[略]	56円43銭	
栈橋、物揚場、渡船場又は係船場	1平方メー トル1年につき	[略]	125円	
漁業用工作物		[略]	45円14銭	
電柱	1本1年につ き	[略]	735円	[略]
電話柱		[略]	735円	
街灯		[略]	210円	
その他の柱類		[略]	545円	
線管類	外径40センチメートル未満	長さ1メー トル1年につき	[略]	110円
	外径40センチメートル以上		[略]	290円
物揚場	1平方メー トル1月につき	[略]	11円29銭	

[略]

[略]

合				
その他	係留施設を占有する場合	4日以上の一 時占有 初日から占 用面積1平 方メートル 1日につき		9円16銭
	その他の施設を占有する場合	占有面積1平 方メートル1 月につき	46円43銭以内で規則 で定める額	

[略]

別表第2 (第14条関係)

## 1 土砂採取料

区分	単位	金額	摘要
砂	1立方メー トル	134円	
土砂		111円	
砂利		159円	
栗石		159円	
転石	直径60センチメートル未満	1個	67円 [略]
	直径60センチメートル以上		111円

[略]

## 2 水域等占用料

区分	単位	金額		摘要
		占有期間 が1月以 上の場合	占有期間 が1月未 満の場合	
仮設建築物	1平方メー トル1月につき	[略]	58円4銭	
栈橋、物揚場、渡船場又は係船場	1平方メー トル1年につき	[略]	130円	
漁業用工作物		[略]	46円43銭	
電柱	1本1年につ き	[略]	755円	[略]
電話柱		[略]	755円	
街灯		[略]	215円	
その他の柱類		[略]	560円	
線管類	外径40センチメートル未満	長さ1メー トル1年につき	[略]	115円
	外径40センチメートル以上		[略]	300円
物揚場	1平方メー トル1月につき	[略]	11円61銭	

[略]

[略]

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第24号

国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後							
別表第1（第5条関係） 使用料							別表第1（第5条関係） 使用料							
種別	単位	金額（年額）				摘要	種別	単位	金額（年額）				摘要	
		許可期間が1 月以上の場合		許可期間が1 月未満の場合					許可期間が1 月以上の場合		許可期間が1 月未満の場合			
		市の区 域内の 土地	町村 の区 域内 の土 地	市の区 域内の 土地	町村 の区 域内 の土 地				市の区 域内の 土地	町村 の区 域内 の土 地				
電柱	1本	682円	525円	716円	551円	[略]	電柱	1本	525円	567円	[略]			
鉄塔	1基	870円	689円	914円	723円	[略]	鉄塔	1基	689円	744円	[略]			
工 作 物	諸管類埋架設物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	78円	62円	82円	65円	[略]	諸管類埋架設物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	62円	67円	[略]
	諸管類埋架設物	口径50センチメートル以上のもの	同	146円	119円	153円	125円	[略]	諸管類埋架設物	口径50センチメートル以上のもの	同	119円	129円	[略]
橋りょう	1平方メートル	73円	52円	77円	55円	[略]	橋りょう	1平方メートル	52円	56円	[略]			
広告板、広告塔類	同	1,788円	939円	1,877円	986円	[略]	広告板、広告塔類	同	939円	1,014円	[略]			
係船施設	係船場	同	340円	226円	357円	237円	[略]	係船施設	係船場	同	226円	244円		
	係船杭	1本	102円	73円	107円	77円		係船杭	1本	73円	79円			
やな	1平方メートル	214円	136円	225円	143円	上下流1メートルを含む。								
いけす、いかだ類	同	108円	68円	113円	71円		いけす、いかだ類	1平方メートル	68円	73円				

小屋、興業場、露店その他これらに類する仮設工作物	同	214円	136円	225円	143円	[略]	ル	136円	147円	[略]
栈橋、せき、水門、軌道その他これらに類する工作物	同	108円	68円	113円	71円		同	68円	73円	
建物	同	108円	68円	113円	71円					
農地	同	6円70銭	5円59銭	7円4銭	5円87銭					
採草地	同	6円70銭	5円59銭	7円4銭	5円87銭					
現形占用地(漁業用地を除く。)	同	39円	28円	41円	29円					
ゴルフ場	同	8円95銭	5円59銭	9円40銭	5円87銭					
公園緑地及び運動場	同	39円	28円	41円	29円					

備考

1～4 [略]

5 使用が公共用財産のうち海底の土地に係るものにあつては、町村の区域内の土地の欄の金額を適用する。

別表第2(第5条関係)

土石等採取料

種別	単位	金額	摘要
砂	1立方メートル	130円	
土砂	同	108円	
砂利	同	155円	
栗石	同	155円	
転石	直径60センチメートル未満	1個 65円	[略]
	直径60センチメートル以上	同 108円	
[略]			
[略]			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第25号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例(昭和43年宮崎県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(占用料の額)	(占用料の額)
第2条 [略]	第2条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、同項本文の占用の期間が1月未満である道路の占用に係る占用料の額は、同項本文の規定により算出した額（その額が100円に満たない場合にあっては、かっこ書により100円とする前の額）に1.05を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算出することとなる場合にあっては、各年度の占用料の額に1.05を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。

（占用料の減免）

第4条 知事は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の一部又は全部を免除することができる。

(1) [略]

(2) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第19条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占用するとき。

(3)～(9) [略]

（督促手数料及び延滞金の徴収）

第6条 [略]

2 督促手数料は、督促状1通につき50円とする。  
 3 延滞金は、督促状で指定する納付期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、滞納金額につき年14.5パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額とする。

別表（第2条関係）

占 用 物 件	占 用 料		
	単 位	所 在 地	
		市	町村
[略]			
令第7条第1号に掲げる物件	[略]		
[略]			

2 前項の規定にかかわらず、同項本文の占用の期間が1月未満である道路の占用に係る占用料の額は、同項本文の規定により算出した額（その額が100円に満たない場合にあっては、括弧書により100円とする前の額）に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算出することとなる場合にあっては、各年度の占用料の額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。

（占用料の減免）

第4条 知事は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の一部又は全部を免除することができる。

(1) [略]

(2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占用するとき。

(3)～(9) [略]

（督促手数料及び延滞金の徴収）

第6条 [略]

2 督促手数料は、督促状1通につき82円とする。  
 3 延滞金は、督促状で指定する納付期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、滞納金額につき年14.5パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額とする。この場合において、その全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。

別表（第2条関係）

占 用 物 件	占 用 料		
	単 位	所 在 地	
		市	町村
[略]			
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	[略]		
[略]			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 道路占用料徴収条例第6条第3項に規定する延滞金でこの条例の施行の日前に発せられた督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されたものの額の計算については、なお従前の例による。

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第26号

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川法に基づく流水占用料等徴収条例（平成12年宮崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後								
別表第1（第2条関係） 流水占用料					別表第1（第2条関係） 流水占用料								
種別		区分		金額（次の式により算出した額）	種別		区分		金額（次の式により算出した額）	摘要			
発電用	揚水式発電所以外の発電所	1	[略]	{ 1,976円×常時理論水力+ 436円×（最大理論水力-常時理論水力） } × <u>1.05</u>	[略]	発電用	揚水式発電所以外の発電所	1	[略]	{ 1,976円×常時理論水力+ 436円×（最大理論水力-常時理論水力） } × <u>1.08</u>	[略]		
		2	[略]	{ 1,976円×常時理論水力+ 988円×（最大理論水力-常時理論水力） } × <u>1.05</u>				2	[略]	{ 1,976円×常時理論水力+ 988円×（最大理論水力-常時理論水力） } × <u>1.08</u>			
	揚水式発電所	3	[略]	{ 1,976円×常時理論水力+ 436円×（最大理論水力-常時理論水力） } × 補正係数 a × <u>1.05</u>	[略]	揚水式発電所	3	[略]	{ 1,976円×常時理論水力+ 436円×（最大理論水力-常時理論水力） } × 補正係数 a × <u>1.08</u>	[略]			
		4	[略]	{ 1,976円×常時理論水力+ 988円×（最大理論水力-常時理論水力） } × 補正係数 b × <u>1.05</u>			4	[略]	{ 1,976円×常時理論水力+ 988円×（最大理論水力-常時理論水力） } × 補正係数 b × <u>1.08</u>				
工業用				1,867円×使用水量 × <u>1.05</u>	[略]	工業用				1,867円×使用水量 × <u>1.08</u>	[略]		
原動力用				62円×使用水量 × <u>1.05</u>	[略]	原動力用				62円×使用水量 × <u>1.08</u>	[略]		
その他				624円×使用水量 × <u>1.05</u>	[略]	その他				624円×使用水量 × <u>1.08</u>	[略]		
[略]					[略]								
別表第2（第2条関係） 土地占用料					別表第2（第2条関係） 土地占用料								
種別	単位	金額（年額）				摘要	種別	単位	金額（年額）				摘要
		占有期間が1月以上の場合		占有期間が1月未満の場合					占有期間が1月以上の場合		占有期間が1月未満の場合		
		市の区域内の土地	町村の区域内の土地	市の区域内の土地	町村の区域内の土地				市の区域内の土地	町村の区域内の土地	市の区域内の土地	町村の区域内の土地	

			地				
工 作 物	電柱	1 本	[略]	716円	551円	[略]	
	鉄塔	1 基	[略]	914円	723円	[略]	
	諸 管 類 埋 架 設 物	口径50 センチ メートル 未満 のもの	1メ ートル	[略]	82円	65円	[略]
			同	[略]	153円	125円	
	橋りょう	1 平 方メ ートル	[略]	77円	55円	[略]	
	広告板、広 告塔類	同	[略]	1,877 円	986円	[略]	
	係 船 施 設	係船場 係船杭	同	[略]	357円	237円	
			1 本	[略]	107円	77円	
	やな	1 平 方メ ートル	[略]	225円	143円	[略]	
	いけす、い かだ類	同	[略]	113円	71円		
小屋、興業 場、露店そ の他これら に類する仮 設工作物	同	[略]	225円	143円	[略]		
栈橋、せき 、水門、軌 道その他こ れらに類す る工作物	同	[略]	113円	71円			
建物	同	[略]	113円	71円			
農地	同	[略]	7 円 4 銭	5 円 87 銭			
採草地	同	[略]	7 円 4 銭	5 円 87 銭			
現形占用地 (漁 業用地を除く。 )	同	[略]	41円	29円			
ゴルフ場	同	[略]	9 円 40 銭	5 円 87 銭			
公園緑地及び運 動場	同	[略]	41円	29円			

[略]

別表第 3 (第 2 条関係)  
土石等採取料

			地				
工 作 物	電柱	1 本	[略]	737円	567円	[略]	
	鉄塔	1 基	[略]	940円	744円	[略]	
	諸 管 類 埋 架 設 物	口径50 センチ メートル 未満 のもの	1メ ートル	[略]	84円	67円	[略]
			同	[略]	158円	129円	
	橋りょう	1 平 方メ ートル	[略]	79円	56円	[略]	
	広告板、広 告塔類	同	[略]	1,931 円	1,014 円	[略]	
	係 船 施 設	係船場 係船杭	同	[略]	367円	244円	
			1 本	[略]	110円	79円	
	やな	1 平 方メ ートル	[略]	231円	147円	[略]	
	いけす、い かだ類	同	[略]	117円	73円		
小屋、興業 場、露店そ の他これら に類する仮 設工作物	同	[略]	231円	147円	[略]		
栈橋、せき 、水門、軌 道その他こ れらに類す る工作物	同	[略]	117円	73円			
建物	同	[略]	117円	73円			
農地	同	[略]	7 円 24 銭	6 円 4 銭			
採草地	同	[略]	7 円 24 銭	6 円 4 銭			
現形占用地 (漁 業用地を除く。 )	同	[略]	42円	30円			
ゴルフ場	同	[略]	9 円 67 銭	6 円 4 銭			
公園緑地及び運 動場	同	[略]	42円	30円			

[略]

別表第 3 (第 2 条関係)  
土石等採取料

種別	単位	金額	摘要	
砂	1立方メートル	130円		
土砂	同	108円		
砂利	同	155円		
栗石	同	155円		
転石	直径60センチメートル未満	1個	65円	[略]
	直径60センチメートル以上	同	108円	
[略]				
[略]				

種別	単位	金額	摘要	
砂	1立方メートル	134円		
土砂	同	111円		
砂利	同	159円		
栗石	同	159円		
転石	直径60センチメートル未満	1個	67円	[略]
	直径60センチメートル以上	同	111円	
[略]				
[略]				

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第27号

海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例

海岸法に基づく占用料等徴収条例（平成12年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係） 占用料							別表第1（第2条関係） 占用料						
種別	単位	金額（年額）				摘要	種別	単位	金額（年額）				摘要
		占用期間が1月以上の場合		占用期間が1月未満の場合					占用期間が1月以上の場合		占用期間が1月未満の場合		
		市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地	市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地				市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地	市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地	
工 作 物	電柱	1本	[略]	716円	551円	[略]	工 作 物	電柱	1本	[略]	737円	567円	[略]
	鉄塔	1基	[略]	914円	723円	[略]		鉄塔	1基	[略]	940円	744円	[略]
諸 管 類 埋 架 設 物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	[略]	82円	65円	[略]	諸 管 類 埋 架 設 物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	[略]	84円	67円	[略]
			口径50センチメートル以上のもの	同	[略]	153円				125円	口径50センチメートル以上のもの	同	[略]
橋りょう	1平方メートル	[略]	77円	55円	[略]	橋りょう	1平方メートル	[略]	79円	56円	[略]		
広告板、広告塔類	同	[略]	1,877円	986円	[略]	広告板、広告塔類	同	[略]	1,931円	1,014円	[略]		
係船	係船場	同	[略]	357円	237円	[略]	係船	係船場	同	[略]	367円	244円	[略]

施設	係船杭	1 本	[略]	107円	77円
いけす、い かだ類	1 平 方メ ートル	[略]		113円	71円
小屋、興業 場、露店そ の他これら に類する仮 設工作物	同	[略]		225円	143円 [略]
栈橋、せき 、水門、軌 道その他こ れらに類す る工作物	同	[略]		113円	71円
建物	同	[略]		113円	71円
農地	同	[略]		7 円 4 銭	5 円 87 銭
採草地	同	[略]		7 円 4 銭	5 円 87 銭
現形占用地 (漁 業用地を除く。 )	同	[略]		41円	29円
ゴルフ場	同	[略]		9 円 40 銭	5 円 87 銭
公園緑地及び運 動場	同	[略]		41円	29円

[略]

別表第 2 (第 2 条関係)

土石採取料

種別	単位	金額	摘要
砂	1 立方メ ートル	130円	
土砂	同	108円	
砂利	同	155円	
栗石	同	155円	
転石	直径60センチメ ートル未満	65円	[略]
	直径60センチメ ートル以上	108円	
[略]			

[略]

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

	係船杭	1 本	[略]	110円	79円
いけす、い かだ類	1 平 方メ ートル	[略]		117円	73円
小屋、興業 場、露店そ の他これら に類する仮 設工作物	同	[略]		231円	147円 [略]
栈橋、せき 、水門、軌 道その他こ れらに類す る工作物	同	[略]		117円	73円
建物	同	[略]		117円	73円
農地	同	[略]		7 円 24 銭	6 円 4 銭
採草地	同	[略]		7 円 24 銭	6 円 4 銭
現形占用地 (漁 業用地を除く。 )	同	[略]		42円	30円
ゴルフ場	同	[略]		9 円 67 銭	6 円 4 銭
公園緑地及び運 動場	同	[略]		42円	30円

[略]

別表第 2 (第 2 条関係)

土石採取料

種別	単位	金額	摘要
砂	1 立方メ ートル	134円	
土砂	同	111円	
砂利	同	159円	
栗石	同	159円	
転石	直径60センチメ ートル未満	67円	[略]
	直径60センチメ ートル以上	111円	
[略]			

[略]